|  |
| --- |
| 無線局免許承継申請書（届出書）年　　月　　日　信越総合通信局長　殿[ ] 電波法第20条第１項、第７項若しくは第８項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第20条の２に関する手続）[ ] 電波法第20条第２項、第４項（分割に係る部分に限る。）若しくは第５項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３に関する手続）[ ] 電波法第20条第３項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続）□電波法第20条第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続）記１　申請（届出）者 |
|  | 住　所 | 都道府県－市区町村コード　〔　　　　　　　　〕 |  |
| 〒（　　　－　　　　） |
|  | 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ |  |
| 　　 |
|  | 法人番号 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 代理人

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 都道府県－市区町村コード　〔　　　　　　　〕 |
| 〒（　　　－　　　　　） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ |
| 　 |

２　承継に係る無線局 |
|  | ①　識別信号 |  |  |
| ②　種別 | 簡易無線局 |
| ③　免許の番号又は予備免許通知書の番号 |  |
| ④　免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称 |  |
| ⑤　免許の有効期間 |  |
| ３　電波法第５条に規定する欠格事由

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開設しようとする無線局 | 無線局の種類（法第５条第２項各号） | ☑　該当□　該当しない |
| 相対的欠格事由 | 処分歴等（同条第３項） | [ ] 　有　　[ ] 　無 |

４　各手続に係る個別事項[ ] 無線局免許手続規則第20条の３に関する手続①　合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名②　合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日③　合併又は分割の理由④　免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由[ ] 無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続①　譲受人が事業を譲り受ける年月日②　事業の譲受けの理由③　免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続・　譲受人が事業を譲り受ける年月日５　添付書類⑴　無線局免許手続規則第20条の２に関する手続[ ] 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面[ ] 相続人が２人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面⑵　無線局免許手続規則第20条の３に関する手続[ ] 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し[ ] 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類[ ] 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案⑶　無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続[ ] 事業の譲渡に関する契約書の写し[ ] 譲受人が法人であるときは、その定款[ ] 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書⑷　無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続□事業の譲渡に関する契約書の写し□譲渡人が法人であるときは、その定款□譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書６　申請（届出）の内容に関する連絡先 |
|  | 所属、氏名 | フリガナ |  |
|  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |